

議会の新たな情報発信

現 状	広報紙「京都市会だより」や市会ホームページを活用し、情報発信を行っている。
検討趣旨	新たな手法を用いた情報発信について検討する。
論 点	① 次の方法で情報発信を行うのかどうか。 ア 市バス・地下鉄の車内広告 イ 市政広報板へのポスター掲出 ＜実施する場合の課題＞ ・いつ、何について情報発信するのか。 ・目的・効果にかなった経費であるかどうか。
参 考	【費用】 ①市バス・地下鉄の車内広告費用 市バス・地下鉄の両方に車内広告を掲出する場合、掲出枚数は1,062枚となり、1日当たりの 掲出経費 は107,016円である。 なお、連続4日以上掲出する必要がある。 ②広報板へのポスター掲出費用 掲出枚数として、約1万枚必要であり、掲出のための 配送費 として5万円程度がその都度必要である。 ※掲出期間は毎月1日～15日又は16日～末日となっている。 (2月のみ1日～14日又は15日～末日となっている。) ※掲出スペースが限られていることもあり、掲出に当たっては、前年度中に各局からの掲出希望を総合企画局においてとりまとめ、実際に掲出する案件を選定するため、希望通りに掲出できないこともある。 ③市バス・地下鉄車内広告・広報板への掲出ポスターの作成費用 両者共通のものを広告・掲出とした場合、約12,000枚(予備を含む)の 作成費用 が必要となる。 【他都市の状況】 仙台市において、市バス・地下鉄の車内広告にしているものをそのまま活用して、議会日程の周知を目的としたポスターを広報板に掲出している。(掲出期間：各定例会の開会前から閉会まで 年4回)